

第14回三重県産材利用促進に関する条例検討会資料

具体的施策に関する規定についての  
意見シート（各委員提出）

## 目次

○ 中瀬信之委員	1
○ 濱井初男委員	3
○ 杉本熊野委員	7
○ 山本佐知子委員	9
○ 中森博文委員	11
○ 谷川孝栄委員	13
○ 西場信行委員	15
○ 今井智広委員	17
○ 山本里香委員	19
○ 中瀬古初美委員	21
○ 田中祐治委員	23

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 中瀬 信之

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

条例に具体的な規定を盛り込むべきと考える。

条例の名称を

「三重県県産木材利用促進に関する条例」とすべき

(三重県県産木材等では、内容があまりにぼやけすぎて住民説明が出来ない。

三重県で製材された木材を県産材と認めると不具合が発生する)

三重県議会議員が作成する県条例であるから、三重県産木材に拘ることは、必然的で何よりも重要なことである。

いかにして、県産木材の利用拡大のため施策を具体化することが必要と考える。また、目標数値を定めて定期的な検証を進めることが必要である。

◇和歌山県

【紀州材の定義】

和歌山県内の森林で生産され、和歌山県で製材加工された木材及び木材加工品です。

◇奈良県

【奈良県産材の定義】

県内で生産された木材をいう。

◇滋賀県産

【びわ湖材証明書】

滋賀県内の森林から伐採された原木とその原木を滋賀県内や県内の認定加工事業者で加工した製材品等の木材です。

認定事業者が発行する「びわ湖材証明書」により、滋賀県産材であることを証明しています。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

- ・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

#### 具体的施策

##### 【県産木材の利用促進】

- ・公共施設等における県産材の利用の推進
- ・県産材を使用する住宅等の建設の促進
- ・土木資材、産業資材、防災資材等新たな分野における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用の促進
- ・県産木材を利用した新たな建築材料の活用及び新たな加工技術等による県産木材の用途開発の推進
- ・県産木材の国内外における販路拡大の推進
- ・県産木材の利用促進に必要な施策
- ・県産木材のブランド化に向けての促進

##### 【県産木材の加工流通体制の整備】

- ・県は、品質、価格及び供給力で競争力を備える県産木材の加工流通体制の整備を推進するため、加工施設、流通施設等の整備への支援、品質や生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずる

##### 【実施状況の公表】

- ・知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の実施状況をとりまとめて公表するものとする

##### 【県産木材利用方針】

- ・県産木材の利用を促進するに当たり、数値目標を定める。

##### 【表彰】

- ・県は、県産木材の利用促進に貢献した団体・個人を表彰する。

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 濱井 初男

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

県内木材産業の振興を図り、県産材利用促進を図るためにはどうするか。

具体的施策で、「県産材」の利用促進にプライオリティを置きたい。

「県産材利用方針」は包括的な条文として設ける。具体的施策に関する規定を列挙することによって、「県産材」の優先利用等を図る。また、具体的施策についての検証・評価を行うことが必要。

県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標は特に「数値目標」が必要。

施策の実効性を高めるために、年間の県産材の利用目標数値と実績を明らかにして検証・評価する。

県産材等木材を各条綱に応じて「県産材」または「木材」と変更できないか。

条例の名称は、三重県らしさを表現し『みんなでつかおう「三重の木」促進条例』または「みえの木づかい促進条例」ではどうか。

## 2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、**資料4**の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

### 【県産材利用促進に関する方針等】

知事は、県産材利用促進に関する方針及び計画を策定し、促進のための具体的施策を講ずるものとする。

### 【県産材の利用促進】

#### ① 地方公共団体が整備する公共建築物における県産材の利用促進

県が整備する公共建築物については、数値目標を設定して県産材の利用促進に取り組むものとする。公共建築物とは、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等

#### ② 県、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であつて、公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所等における県産材利用の好事例の公表・PR、表彰を通じて県産材の利用促進に取り組むものとする。

#### ③ 県は、「木づかい宣言」、「三重の木」認証制度の推進等により、民間事業所、住宅等における県産材の利用促進に取り組むものとする。

#### ④ 県は、土木資材、産業資材、防災資材等の新たな分野における県産材の利用促進に取り組むものとする。

### 【研究開発の推進等】

県は、県産材の利用を促進するため、木製品の品質及び性能の向上、その他木材の新用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及を講じるものとする。

### 【人材の確保・育成】

県は、木材産業を担う人材を確保・育成するため、必要な施策を講じるものとする。

### 【森林教育・普及啓発】

#### ① 県は、県産材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県民が広く木材の利用の意義及び地域における伝統的な木工技術その他の木の文化を学ぶ機会の確保、県産材に関する情報の発信等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

#### ② 県は、子供をはじめとする県民が広く木材に親しむとともに、県民生活において、木の魅力及びその利用の意義を学ぶ活動を推進するために必要な施策を講じるものとする。

### 【流通加工体制の整備】

県は、品質・価格及び競争力を備える県産材の流通加工体制の整備を推進するため、木材の加工施設、流通施設等の整備への支援、品質及び生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 【県外移出・輸出の促進】

県は、木材産業事業者による県産材及び木材の加工品の国内での販売及び輸出の促進に必要な具体的な施策を講じなければならない。(例として、知事のトップセールス、担当者と事業者との同行売り込み等)

#### 【情報の提供】

県は、林業事業者及び木材産業事業者による県産材及び木材の加工品の安定的な供給並びに建築関係事業者による県産材の利用の促進が図られるよう、県産材の流通及び消費の動向を把握するとともに、県産材の利用の促進に関する情報の提供に努めなければならない。

#### 【表彰】

県は、県産材の供給及び利用の促進について顕著な功績があると認められるものの表彰を行う。

#### 【利用推進月間】

- ① 県民等に広く県産材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産材を利用する意欲を高めるため、県産材利用推進月間を設ける。
- ② 県産材利用推進月間は、毎年 月とする。
- ③ 県は、県産材利用推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

#### 【実施状況の公表】

知事は、県産材の利用促進等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものとする。





## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 杉本 熊野

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

- ・ 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

- ・ 実効性のある条例にするため、理念のみではなく、利用促進のための具体的施策に関する規定を盛り込むべきと考えます。

具体的施策に関する包括的な条文 + 個別的施策の列挙

- ・ 「三重の森林づくり条例」は、三重の森林を守り育てることを目的に、第16条で県産材の利用促進（県産材の認証制度の推進）を規定している。また、「みえ公共建築物等木材利用方針」では、原則として県産材を使用するものとし、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を優先して使用することを規定している。さらに、事業者を対象とした三重県「木づかい宣言」でも、積極的かつ計画的に県産材を使用していくことと規定している。

以上のように、これまでは川上の施策として、県産材の利用促進に取り組んできているが、今回の条例は、川中・川下の施策として、また、県民が快適で豊かな生活を営むことができるよう、まずは木材全般の利用促進を図り、「三重の森林づくり条例」と整合性をとりながら、個別施策において県産材促進を盛り込むべきと考える。

（\*例えば、「結びの神」や「伊賀米」等、県産米の利用促進をめざしたいところだが、パンやパスタ等に代わって、まずは、米を食べることを促進する必要がある。木材利用と米の食文化の現状は、よく似ているように思う）

- ・ 対象については、外国産を含む木材全般とし、木材 or 県産材等木材  
個別的施策において、「県産材」優先利用の促進を図る
- ・ 条例の名称は、親しまれる、柔らかいイメージに工夫したい。  
例えば、 「三重の木づかい促進条例」  
「三重県ウッドファースト条例」

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、**資料4**の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

#### 第4 (県の責務)、第5 (市町の役割)、第13 (県産材等木材利用方針) について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に則り、これまで県も市町も 公共建築物等木材利用方針を策定し取り組んできたが、利用状況は十分とは言い難い。広く県民対象に県産材等木材の利用促進を呼びかけるのであれば、先ずは、(1) 公共建築物→(2) 公的建築物→(3) 民間事業所→(4) 個人住宅の順で、優先して利用促進すべきと考えます。

##### (1) 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等

\* 県有施設については、県産材利用について、何らかの数値目標を設定する

\* 市町と連携し、市町の公共建築物における県産材の利用促進を強化する

##### (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する (1) に準ずる建築物

学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

\* 何らかの支援を明記する (例えば、好事例のPRや、表彰など) (滋賀県の琵琶湖材のように補助金が予算化できるとよいが・・・)

\* 社会福祉施設等において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの設置をするための支援策

##### (3) 民間事業所における「木づかい宣言」の支援強化 (木づかい宣言の規定は県産材)

##### (4) 個人住宅における県産材利用促進

県民 (顧客・消費者) 啓発・・・県産材等木材のよさや健康増進への好影響など、県産材等木材を利用するメリットの周知

設計、施工業者等への支援・・・木造・木質化住宅のPR、人材育成や関係者のネットワーク化などの支援

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 山本 佐知子

- 1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。
- ・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、**資料4**の1も参考に、ご記入ください。

原案が、各主体の役割規定は非常に充実しているが施策については少ない。

細かい施策は利用方針や計画に記載するにしても、施策の分野別方向性は項目別にして示してもよいのではないかと。県が、県産材利用促進のために、どのようなことに重きを置いているのか、それを県民に示す指標になると思う。

ただし、4条と重なる部分が多くなることが予想される。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

- ・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

群馬県の条例、11条のように1つの条文の中に箇条書きでもいいと思う。わかりやすく記述すること。

- ・利用促進
- ・ブランド化、認証制度も含めての利用促進、販路拡大。
- ・人材育成
- ・普及啓発、教育

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 中森 博文

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

・基本的には「理念中心型条例」とし、目的を達成するための全庁的な取組方針を示すための「みえ公共建築物等木材利用方針(公共建築物における木材の利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく方針)」を条例に基づく「基本方針」として位置付けてはどうか。

その際、木材利用促進のための木造建築や建築物の木質化を公共建築物以外の分野に拡大してはどうか。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

- ①条例に基づく「基本方針」に、木造・木質化を行うに当たっての「木材利用量に関する数値目標(例:延べ床面積1㎡につき0.001~0.010㎡で設定)」を明記。
- ②県産材利用促進を促すための「三重県産材利用促進支援制度(仮称)」の創設。
- ③現在の「三重県産材利用推進本部」を、方針に基づく取組を推進する組織として、「県産材をはじめとする木材の利用推進本部」を県庁に置く旨の規定。
- ④県産材利用促進(ウッドファースト)顕彰制度(仮称)の創設。(三重ウッド大賞など)
- ⑤県産材利用促進月間(仮称)の創設。(10月)
- ⑥尾鷲ヒノキ、神宮杉など「三重の木」のブランド化。
- ⑦県産材をはじめとする木材利用促進に関する、県民の意識改革並びに建築設計者・施工者及び大工・建具職人・家具職員などの人材育成や技術開発。
- ⑧耐震避難部屋、災害仮設住宅、避難いかだなど「県産材を活用した災害時の事前準備」の取組。

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名：谷川 孝栄

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

- ・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

- ・今回の条例の対象については、県内の木材市場を通った木材が含まれるようにしていただきたい。

- ・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについては、理念中心型の条例でよいと思っている。具体的施策について規定する場合であっても、あまり細かい内容を書き込む必要はないのではないか。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、資料4の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

・木材流通に対する支援



## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名：西場 信行

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

基本的には、理念型条例としたいが、条例の主旨に関係する重要施策については限定して盛り込むことができる。

(その他正副座長案への変更要望について別紙提出の予定。)

**2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。**

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、資料4の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

- ・めざす目的の指標が立てられて、検証が可能となるよう、また、議会への報告と実施状況の公表を規定する。
- ・実効性ある条例とするため、県民等関係者の理解協力が不可欠。条例の周知とともに木材利用推進の県民運動を規定する。

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名：今井 智広

- 1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。
- ・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

それぞれの主体がその役割を果たすために必要な県の取組・施策を可能な範囲で条例に盛り込むべきだと考えます。

(基本的施策)の項目を設け、必要施策を列挙する方法も1つだと考えます。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

- ・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名：山本 里香

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

・「対象」は、「県産材」にこだわる。(資料3のデメリットに注目し、消去法で考えた場合)

・条例には具体的施策に関する規定を盛り込むべきである。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、資料4の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

・個人や事業者が県産材を利用する場合のインセンティブを施策化する。

→個人住宅については、賞賛（補助金）

〔公的インフラ  
事業者〕については、称賛→お金を伴わない

※利用の範囲・規模の規定必要

・間伐ボランティア等に対する支援

（例）NPO法人森の蘇り きらめ樹プロジェクト

## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名： 中瀬古 初美

1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。

・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

- ▶ 対象は、木材全般とし、目的達成のための施策として、「県産材」の優先利用の促進を図る。
- ▶ 実効性ある条例とするため、理念型ではなく施策型とする。
- ▶ 具体的施策に関する包括的な条文+個別的施策を規定するもの
- ▶ 「三重の森林づくり条例」、「みえ公共建築物等木材利用方針」、「木づかい宣言」は、それぞれに三重の森林を守り育てること、原則として県産材を使用するもの、積極的かつ計画的に県産材を使用していくこと等、既に規定されている。

これらは、いわゆる川上（山元）の施策として県産材の利用促進に取り組んでいる。今回の条例においては、川中・川下といわれる中心加工業者や中小工務店等がより活躍することで、民間への県産材活用が広がることを考えれば、対象は木材全般と広く間口を取りながらも「三重の森林づくり条例」と整合性を図りながら、具体的には個別施策を盛り込むことで県産材利用が促進されると考える。

- ▶ ウッドファースト社会について

2014年に全木連と全森連が「ウッドファースト社会」を実現するための行動宣言に署名し、木材利用拡大などで連携を強化していくことを確認している。このように、特定の民間団体が提唱しているばかりではないため、前面に出していてもよいのではないかと。

- ▶ 条例の名称は、県民に広く親しまれ、わかりやすいように、  
「三重の木利用促進条例」  
「みえウッドファースト条例」など。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

- ・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

#### 第4 県の責務

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定する方針に置き換える。

#### 第5 市町の責務

森林環境譲与税は、市町村による森林整備に必要な財源を確保するために創設されたものであるため、市町も「責務」としてよいのではないかと考える。

森林環境譲与税の創設後に作る条例であるから「責務」として一夫踏み込んでもよいのではないかと考える。

#### 第13 木材利用方針

木材全般を対象とした場合、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく方針と位置付けるのは困難なのか？

- ・木材の利用促進に関する目標
- ・木材の利用促進に関する研究、人材育成
- ・学校、社会福祉施設、病院・診療所、公営住宅等公共や公共に供する建築物は、県産材利用について、数値目標を設定する
- ・学校、社会福祉施設、病院・診療所、公営住宅等公共や公共に供する建築物は、県産材利用について、利用促進の強化
- ・国又は地方公共団体以外の者が整備する、公共交通機関旅客施設、道の駅、高速道路の休憩所等は、PRや表彰
- ・民間事業所の「木づかい宣言」をより支援する
- ・個人住宅への県産材利用については、県産材の良さの周知啓発PRや
- ・個人住宅への県産材利用の工務店、設計士への支援（人材育成、住宅PR）



## 具体的施策に関する規定についての意見シート

委員名：田中 祐治

- 1 条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうか。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするか。
- ・条例に具体的施策に関する規定を盛り込むべきかどうかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。また、盛り込むべきとする場合、どのような規定の仕方とするのがよいと考えるかについて、資料4の1も参考に、ご記入ください。

理念だけは具体性に欠ける。

条例に県産材利用促進等に関する具体的施策を盛り込んだ上、「第13 県産材等木材利用方針」に定める「県産材等木材利用方針」に具体的取組内容を記載する旨を規定する。

2 仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか。

・仮に具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきと考えるかについて、[資料4](#)の2も参考に、箇条書きのような形で結構ですので、ご記入ください。

- ・ 県産材の安定供給の推進
- ・ 県産木材の加工流通体制の整備
- ・ 県産木材の利用促進
- ・ (木質バイオマスの利用促進)
- ・ 県産木材の利用を通じた森林づくりの推進
- ・ 人材育成
- ・ 普及啓発
- ・ (市長に対する支援) 三重県の場合は第6に規定